

## 船舶インシデント調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和7年6月27日 19時40分頃
発生場所	鳥取県大山町御来屋港北東方沖 御来屋港沖防波堤灯台から真方位044° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯35° 32.2′ 東経133° 31.2′）
インシデントの概要	遊漁船第十朝日丸は、南東進中、定置網の固定ロープをプロペラに絡ませ、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年7月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第十朝日丸、4.5トン TT3-9370（漁船登録番号）、個人所有 第272-24334号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：19時27分頃、常用薄明時刻：19時57分頃
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、いか釣りの目的で、境港第2区の中野岸壁を出航し、御来屋港北東方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長は、本船の乗船経験が約3年で、いか釣りシーズンには週に約5日遊漁船業を営んでおり、‘毎年3月～12月の間に設置される御来屋港北東方沖に設置された定置網’（以下「本件網」という。）が、北東端、北西端及び南端の3か所に白色の灯火が表示されていることを知っていた。このため、これらの灯火の見え方に注意していれば安全に操船できると思い、GPSプロッターに本件網の位置を入力せず、また、GPSプロッターで船位を確認することもしないまま目視に頼って操船していた。</p> <p>本船は、法定灯火を表示し、0.5Mレンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が操舵室左舷側にある操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、釣り客9人が甲板上に腰を下ろし、約5～8ノットの対地速力で東進した。</p> <p>船長は、ふだん本件網の北西方沖で右転し、南東進しながら本件網の北西端に設置された灯火を左舷方に見て、目的の釣り場に向かっていった。</p>

船長は、いつものように目視の見張りに頼って操船していたので、予定変針地点を通過していることに気付かないまま、本船を右転させて南東進を始めた。

船長は、本件網の北西端に設置された灯火を目視で探しながら操船を続けていたところ、船首方至近にあった本件網が目に入った。慌てて主機を後進にかけたが、本船のプロペラに本件網の固定用ロープを絡ませた。(図1参照)

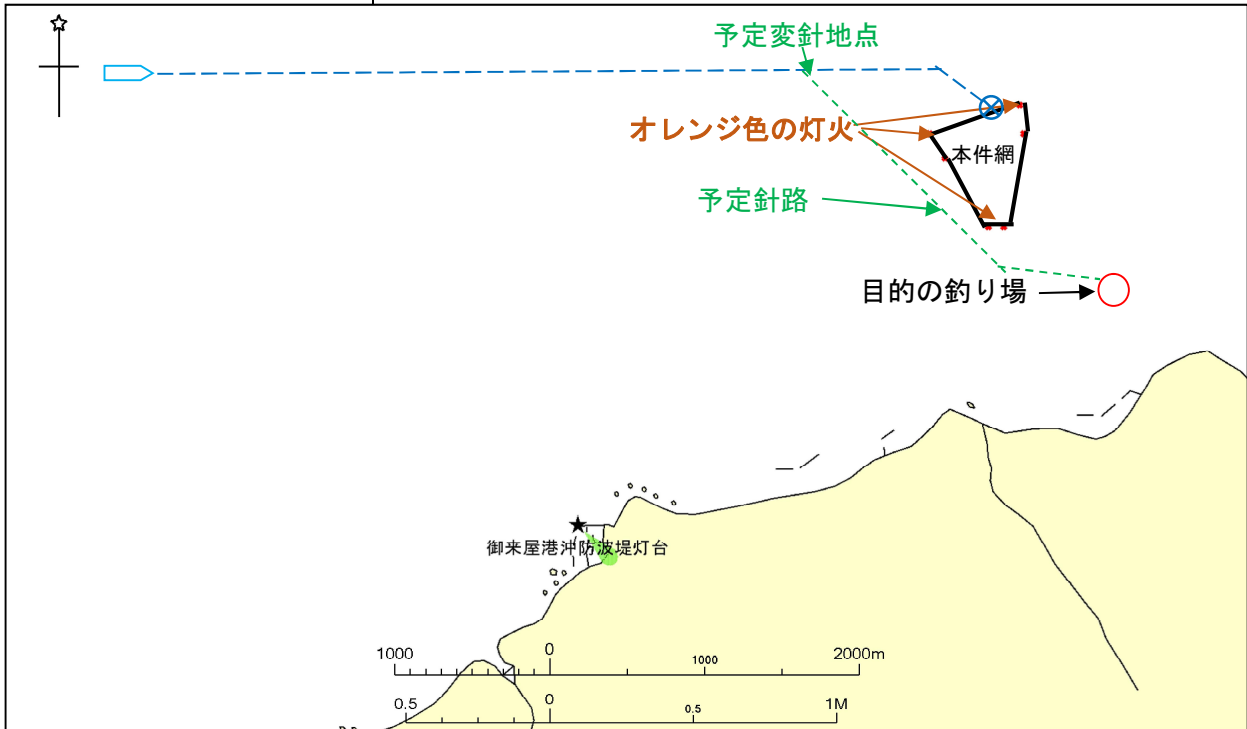


図1 インシデント発生経過概略図

船長は、本船が航行できなくなったので、118番通報を行うとともに船舶所有者に本インシデントの発生を連絡した。

船長及び釣り客9人は、来援した巡視艇に移乗した後、出航地に向かった。

本船は、翌日、ロープを切断した後、自力で帰航した。

本船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。

**分析**

本船は、南東進中、船長が、いつものように目視の見張りに頼って操船していたことから、本件網に向かっていていることに気付かず、船首方至近に本件網を認めて、主機を後進にかけたものの、本船のプロペラに本件網の固定用ロープを絡索させ、運航不能となったものと考えられる。

**原因**

本インシデントは、日没後の薄明時、本船が、南東進中、船長がいつものように目視の見張りに頼って操船していたため、本船のプロペラに本件網の固定用ロープを絡索させたことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、発航前、障害物の位置等をあらかじめ調査し、GPSプロッターに表示されていない場合は、手動で入力しておくこと。</li><li>・ 小型船舶の船長は、定置網等の付近を航行させる場合は、目視、GPSプロッター等で船位や定置網等の位置を確認しながら、操船に当たること。</li></ul>
--------------	--